

日本国憲法

憲法によって一人ひとりを
尊重するってどういうこと？



基本的人権尊重の原理

日本国憲法は、近代立憲主義の憲法として、人間の社会における政治的価値の根元が個々の人間に存すると考え、何にもまさって個々の人間を尊重すべきものとする原理、すなわち個人主義をもっとも基本的な原理として採用しています。

個々の人間に至上の価値を認め、これを尊重すべきものとする個人主義からは、個々の人間を人間として尊重する基本的人権尊重の原理が生まれます。

日本国憲法が、その前文で、「自由のもたらす恵沢を確保」することが憲法制定の基本目的であることを明確にし、13条において、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする」と定めているのは、この趣旨を示すものです。

日本国憲法は、こうした基本的人権尊重の原理に基づき、生命・自由・幸福追求権（13条）、平等権（14条、24条）、精神的自由権（思想及び良心の自由・19条、信教の自由・20条、表現の自由・21条、学問の自由・23条）、人身の自由及び刑事手続き上の諸権利（18条、31～40条）、経済的自由権（22条、29条）、社会権（25～28条）などの人権を保障しています。

では、こうした人権の保障には、全く何の制約もないものなののでしょうか。それは、そうとはいえません。日本国憲法は、国民が人権について、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」ことを定めるとともに（12条）、人権は「公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めており（13条）、「公共の福祉」による一定の制限がありうることを前提としています。

そこで、次に、「公共の福祉」による人権の制限とは 具体的にどのようなものなのかが問題となります。

公共の福祉とは？

日本国憲法における人権の保障は、原則として無条件的なもので、明治憲法における「臣民の権利」「法律の留保付きの権利」ではありません。ただし、人権といっても、決して、やりたい放題に何をしてもいいということにはなりません。「公共の福祉」による人権の制限は、このやりたい放題を制限するということがその基本となります。1789年のフランス人権宣言第4条が、「自由は他人を害しないすべてをなしうることに存する」と定めているのは、このことを示しているといえます。憲法学者の浦部法穂氏は、人権には、その観念それ自体に内在する限界があり、それは、①他人の生命・健康を害してはならない、②他人の人間としての尊厳を傷つけてはならない、③他人の人権と衝突する場合の相互の調整の必要という観点から導かれる限界であると述べています。

なお、経済的自由権については、社会権の実現ないし経済的・社会的弱者の保護という観点から、内在的な制約を超えて、より積極的な政策的制約を加えることが憲法上認められると考えられています。

自由民主党は、平成24年4月27日に「日本国憲法改正草案」を発表しました。これによると、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、…常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」という憲法12条を、「…自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」というように「改正」とされています。

人権の行使に関して、「責任及び義務」を強調し、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に改める内容については、人権の制限

につながるのではないかと、個人よりも国家や社会を優先する考え方に親和性があるのではないかと議論もあります。あなたはどのように考えますか。

日本国憲法の「三つの基本原理」

国民主権

国民主基本的人権の尊重

平和主義

回答 旬報法律事務所 今村幸次郎 弁護士（日本医療福祉生活協同組合連合会 前理事）

コラム

基本的人権の尊重とは

人間が、人間らしく生活するために、生まれながらにして持っている権利が、“基本的人権”です。この権利は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障しています。基本的人権には、自由権・平等権・社会権などの権利があります。

